

出版関連の裁判例に見る  
「表現とアイデアの区別」

松田山崎法律事務所  
弁護士 山崎 貴啓

# 1 なぜ「表現・アイデア二分論」か

近年の生成AIの目覚ましい発展により、世界的な規模で法政策上の議論が生じることとなった。我が国では、生成AIの開発や利用に伴う著作権侵害の懸念や適法なデータの利活用等に関して、代表的なものとして以下のような考え方が公表されるに至った。

- ・文化庁 令和6年3月15日付「AIと著作権に関する考え方について」（以下「考え方」という。）
- ・経済産業省 令和6年4月19日付「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」
- ・内閣府知的財産戦略本部 令和6年5月「AI時代の知的財産検討会 中間とりまとめ」  
同年11月15日「権利者のための手引き」

特に「考え方」においては、AIと著作権に関する問題点としては、概要、学習段階の著作物の利用（複製ないし翻案や公衆送信）について著作権法30条の4や47条の5の適用の可否、侵害に対する措置（差止請求の範囲等）、生成利用段階の依拠性の考え方、侵害行為の責任主体、AI生成物の著作物性などの問題が検討されている。

「考え方」では、著作物に対する学習（複製）や出力ないしはその目的等に関し、繰り返し「著作物の創作的表現」という言葉を用いて、その利用が著作物の利用であることを示していると考えられる。

一方、アイデアに関しては、次のとおり示している。

「考え方」 20-21頁（30条の4の適用に関して）

いわゆる「作風」は、これをアイデアにとどまるものと考えたと、上記2.（1）アのとおり、「作風」が共通すること自体は著作権侵害となるものではない。

他方で、アイデアと創作的表現との区別は、具体的事案に応じてケースバイケースで判断されるものであるところ、生成AIの開発・学習段階においては、このような特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみからなる作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターのいわゆる「作風」を共通して有しているにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる。このような場合に、意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成AIによって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる。

また、生成・利用段階においては、当該生成物が、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該作品群のいわゆる「作風」と共通しているにとどまらず、表現のレベルにおいても、当該生成物に、当該作品群の創作的表現が直接感得できる場合、当該生成物の生成及び利用は著作権侵害に当たり得ると考えられる。

## 「考え方」 23頁

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて  
○ 本ただし書において「当該著作物の」と規定されているように、著作権者の利益を不当に害することとなるか否かは、法第 30 条の 4 に基づいて利用される当該著作物について判断されるべきものと考えられる。

(例) AI 学習のための学習データとして複製等された著作物

○ 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

○ 著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。

## 「考え方」 24頁

○ なお、この点に関しては、アイデアと創作的表現との区別は、具体的事案に応じてケースバイケースで判断されるものであり、上記イ（イ）のとおり、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行う場合、当該作品群が、当該クリエイターの作風を共通して有している場合については、これにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる。このような場合には、追加的な学習のために当該作品群の複製等を行うことにおいて享受目的が併存し得ることや、生成・利用段階において、生成物に当該作品群の創作的表現が直接感得でき、著作権侵害に当たり得ることに配慮すべきである。

## 「考え方」 39頁（AI生成物の著作物性・著作者について）

○ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係については、著作権法上の従来の解釈における著作者の認定と同様に考えられ、共同著作物に関する既存の裁判例等に照らせば、生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられる。

## 2 表現・アイデア二分論

「考え方」4-5頁（フォントの色付けは筆者による）

### ア 著作権法で保護される著作物の範囲

○ 著作権法で保護される「著作物」について、法第2条第1項第1号では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。

○ このような定義から、著作物となるための要件としては①思想又は感情を、②創作的に、③表現したものであり、かつ、④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであることが求められる。

○ そのため、単なる事実やデータにとどまるもの（要件①を欠くもの）、誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現（要件②を欠くもの）、**表現に至らないアイデア（要件③を欠くもの）**、実用品等の文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属さないもの（要件④を欠くもの）は、著作物に該当せず、著作権法の保護対象に含まれない。

○ このように、著作権法は、**著作物に該当する創作的表現を保護し、思想、学説、作風等のアイデアは保護しない（いわゆる「表現・アイデア二分論」）**。この理由としては、アイデアを著作権法において保護することとした場合、アイデアが共通する表現活動が制限されてしまい表現の自由や学問の自由と抵触し得ること、また、アイデアは保護せず自由に利用できるものとした方が、社会における具体的な作品や情報の豊富化に繋がり、文化の発展という著作権法の目的に資すること等が挙げられる。

## ○類似性の要件の中の「表現・アイデア二分論」

著作権侵害の要件は、①法定利用行為、②依拠、③類似性、である。

類似性に関して、江差迫分事件最高裁判決（最判平成13年6月28日（民集55巻4号837頁））は、以下のとおり示した。

「言語の著作物の翻案（著作権法27条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」

「思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」。



## 類似性の判断手法

- ① 原告作品と被告作品の同一性を有する部分(共通部分)を認定
- ② 同一性を有する部分が創作的表現か否かを判断  
→「表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分」である場合、  
すなわち、事実やアイデア、ありふれた表現などはここで侵害不成立の判断となる。  
(江差追分事件判決、上記赤字部分)
- ③ 被告作品から原告作品の表現上の本質的な特徴を直接感得できるか否かの判断

表現・アイデア二分論は、著作物性や類似性の判断基準であるが、明確な線引きができる具体的な判断基準があるわけではない。

表現とアイデアの区別について、江差迫分事件の調査官解説（高部眞規子「最高裁判所判例解説（民事編）平成13年度」564頁）は、以下のとおり述べる。

「アイデアと表現の境界は、著作権法の保護を受けるものと受けないものを画する概念であるが、規範的要素が強く、その境界は、必ずしも明確ではなく、これを区別する一般的な基準を定立することには困難な面がある。著作物の種類によっても異なることが考えられ、著作物の創作者を保護し、保護の対象を表現に限定しアイデアを自由利用の対象とすることによって創作活動を促し文化の発展に寄与することを目的とする著作権法の趣旨（1条）にかんがみ、事案ごとにそれを検討して、両者を画することになろう。」

このように、表現とアイデアの区別は保護範囲を画する規範的な判断になるものであって、事案ごとに判断されるものであるという考え方は、学説や実務においても概ね同様に理解されているものといえよう。

表現とアイデアの区別の難しさは、アイデアと表現の間には抽象度に応じた連続的な段階があることから、「アイデア」がどこまで具体化したものであれば「表現」に達するかの境界線が明確でないところにある。（上野達弘・前田哲男『著作物の類似性判断』（勁草書房・2021年）12頁（上野達弘執筆部分））

一方、アイデアの中には、技術的思想、数学的命題の解明過程、学問的思想等について、上記のような抽象度に応じた連続的な段階にあるアイデアと区別して論じる見解もある（金子敏哉『著作権法上のアイデアに関する一考察 — アイデア・表現二分論におけるアイデア二分論の試み』田村善之編「知財とパブリックドメイン3」（勁草書房・2023年）110頁）

アイデア



表現

小説

テーマ、  
物語の設定  
プロット

人物設定a,b,c…  
ストーリー展開

各場面の具体的なス  
トーリー  
人物の関係性

作品

表現の組み  
合わせ、複  
雑化

イラスト  
・ 絵画

テーマ・対象、  
技法、素材  
ジャンル

構成  
対象の形態  
擬人化の有無  
等

感情を表す所作の態  
様、設定から導かれ  
る対象や背景など

作品

## 4 裁判例によるアイデアの認定

### (1) 最判平成13年6月28日（江差追分事件）

X（原告・被控訴人・被上告人）は、江差追分に関するノンフィクション「北の波濤に唄う」と題する書籍（「本件著作物」）の著作者である。Y（被告・控訴人・上告人）は、「ほっかいどうスペシャル・遙かなるユーラシアの歌声－江差追分のルーツを求めて－」と題するテレビ番組（「本件番組」）を製作し、放送した。

本件著作物の中の短編「九月の熱風」の冒頭には、別紙のとおり記述されている（「本件プロローグ」）。これに対し、本件番組のナレーションには、本件プロローグに対応する部分として、別紙のとおりの語りがある（「本件ナレーション」）。なお、江差町がかつてニシン漁で栄え、そのにぎわいが「江戸にもない」といわれた豊かな町であったこと、現在ではニシン漁が不振となりその面影がないことは、一般的な知見である。他方、江差町においては、8月の姥神神社の夏祭りを、町全体が最もにぎわう行事としてとらえるのが一般的な考え方であり、江差追分全国大会は、毎年開催される重要な行事ではあるが、町全体がにぎわうというわけではない。

「これを本件についてみると、本件プロローグと本件ナレーションとは、江差町がかつてニシン漁で栄え、そのにぎわいが「江戸にもない」といわれた豊かな町であったこと、現在ではニシンが去ってその面影はないこと、江差町では9月に江差追分全国大会が開かれ、年に1度、かつてのにぎわいを取り戻し、町は一気に活気づくことを表現している点及びその表現の順序において共通し、同一性がある。しかし、本件ナレーションが本件プロローグと同一性を有する部分のうち、江差町がかつてニシン漁で栄え、そのにぎわいが「江戸にもない」といわれた豊かな町であったこと、現在ではニシンが去ってその面影はないことは、一般的知見に属し、江差町の紹介としてありふれた事実であって、表現それ自体ではない部分において同一性が認められるにすぎない。また、現在の江差町が最もにぎわうのが江差追分全国大会の時であるとすることが江差町民の一般的な考え方とは異なるものでXに特有の認識ないしアイデアであるとしても、その認識自体は著作権法上保護されるべき表現とはいえず、これと同じ認識を表明することが著作権法上禁止されるいわれはなく、本件ナレーションにおいて、YらがXの認識と同じ認識の上に立って、江差町では9月に江差追分全国大会が開かれ、年に1度、かつてのにぎわいを取り戻し、町は一気に活気づくと表現したことにより、本件プロローグと表現それ自体でない部分において同一性が認められることになったにすぎず、具体的な表現においても両者は異なったものとなっている。さらに、本件ナレーションの運び方は、本件プロローグの骨格を成す事項の記述順序と同一ではあるが、その記述順序自体は独創的なものとはいえず、表現上の創造性が認められない部分において同一性を有するにすぎない。しかも、上記各部分から構成される本件ナレーション全体をみても、その量は本件プロローグに比べて格段に短く、Yらが創作した影像を背景として放送されたのであるから、これに接する者が本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないというべきである。」

本判決のあてはめ部分においては、「現在の江差町が最もにぎわうのが江差追分全国大会の時であるとする事」がXに特有の認識ないしアイデアであるとし、この同じ認識に立つこと自体は著作権法上禁止されるいわれはないとしたうえ、この認識（アイデア）が共通する部分の両作品の具体的な表現を対比したうえで、両者は異なったものであると判断した。

本件プロローグ	本件ナレーション
その江差が、9月の2日間だけ、とつぜん幻のようにはなやかな1年の絶頂を迎える。日本じゅうの追分自慢を一堂に集めて、江差追分全国大会が開かれるのだ。町は生気をとりもどし、かつての栄華が甦ったような一陣の熱風が吹き抜けていく。	9月、その江差が、年に一度、かつての賑わいを取り戻します。民謡、江差追分の全国大会が開かれるのです。大会の3日間、町は一気に活気づきます。

## (2) 学問的・技術的思想等のアイデア

### ① 東京地判平成6年4月25日（城の定義事件）

「本件定義（「城とは人によって住居、軍事、政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物をいう。」）は、」「Xの学問的思想そのものと認められる。そして、本件定義のような簡潔な学問的定義では、城の概念の不可欠の特性を表す文言は、思想に対応するものとして厳密に選択採用されており、Xの学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はなく、全く別の文言を採用すれば、別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。」「もし本件定義に創作性があるとするれば、何をもって城の概念の不可欠の特性として城の定義に採用するかという学問的思想そのものにあるものと認められる。」

「右に判断したところによれば、本件定義はXの学問的思想そのものであって、その表現形式に創作性は認められないのであるから、本件定義を著作物と認めることはできない。」「学問的思想としての本件定義は、それが新規なものであれば、学術研究の分野において、いわゆるプライオリティを有するものとして慣行に従って尊重されることがあるのは別として、これを著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。」



## ② 大阪高判平成6年2月25日（脳波数理解析論文事件）

「数学に関する著作物の著作権者は、そこで提示した命題の解明過程及びこれを説明するために使用した方程式については、著作権法上の保護を受けることができないものと解する。」 「このような解明過程は、その著作物の思想（アイデア）そのものであると考えられ、命題の解明過程の表現形式に創作性が認められる場合に、そこに著作権法上の権利を主張することは別としても、解明過程そのものは著作権法上の著作物に該当しないものと解される。」

## ③ 大阪地判昭和54年9月25日（青色発光ダイオード論文事件）

「本件学位論文及び乙第二号証のうち別紙（一）の（一）（二）に記載されている部分は、その記載自体に照らし、自然科学上の法則ないしMgTe-CdTeその他の物質の構造、性質等に関する記述であるところ、前述の通り、このような自然科学上の法則ないし物質の構造、性質等の記述については、その創作的な表現形式（説明方法）が著作者人格権、著作財産権保護の対象となることは格別、その内容自体については、それが仮にXが最初に着想した独創性のあるものであつても、著作者人格権・著作物利用権保護の対象となるものではないと解すべきである。」

④ 東京地判令和4年11月28日

原告Xは被告Y1との間で、個別請負契約を締結し、平成29年3月16日、同契約に基づき、別紙著作物目録記載の報告書（X報告書）を作成した。

本件は、Xが、Y2～Y7（Y執筆者ら）において、X報告書を無断で利用してY各論文を作成し、各ウェブサイトに掲載した行為は、Xの著作権及び著作者人格権を侵害する等と主張して、Yらに対し、

①著作権侵害に基づくY各論文の複製又は頒布の差止め及び損害賠償等を求めた事案。

## 「ア 別紙対比表 1

### (ア) 番号 1

X報告書対比表 1 の番号 1 部分は、運転者が運転中に行う「認知」、「判断」及び「行動」という 3 つの過程における頭頂連合野と前頭前野の連動した活動が関与しているという仮説を示すとともに、先行研究において頭頂連合野の亢進が定性的に確認されたことにより、注意喚起情報の提示により脳活動の変化を捉えられると考えられたことを客観的に説明するものである。

そうすると、X報告書対比表 1 の番号 1 部分は、仮説という自然科学におけるアイデア又は実験結果という事実など表現それ自体ではないもの、又はありふれた表現にすぎないから、思想又は感情を創作的に表現したものと認めることはできない。

したがって、原告報告書対比表 1 の番号 1 部分は、著作物に該当しない。」

「オ 本件図8について

本件図8は、被験者の実験時の様子を示すために、実車運転中の被験者を左方及び右方から、それぞれ撮影したものであり、頭部アタッチメントを装着して実車を運転中の被験者の状況を視覚的に端的に理解することができるように、被写体の状況を踏まえ、構図、撮影ポジション・アングルの選択、明るさ等を工夫して撮影したものであることが認められる。

上記認定事実によれば、本件図8は、上記の工夫において創作性を認めるのが相当であるから、写真の著作物に該当するものといえる。」

図8



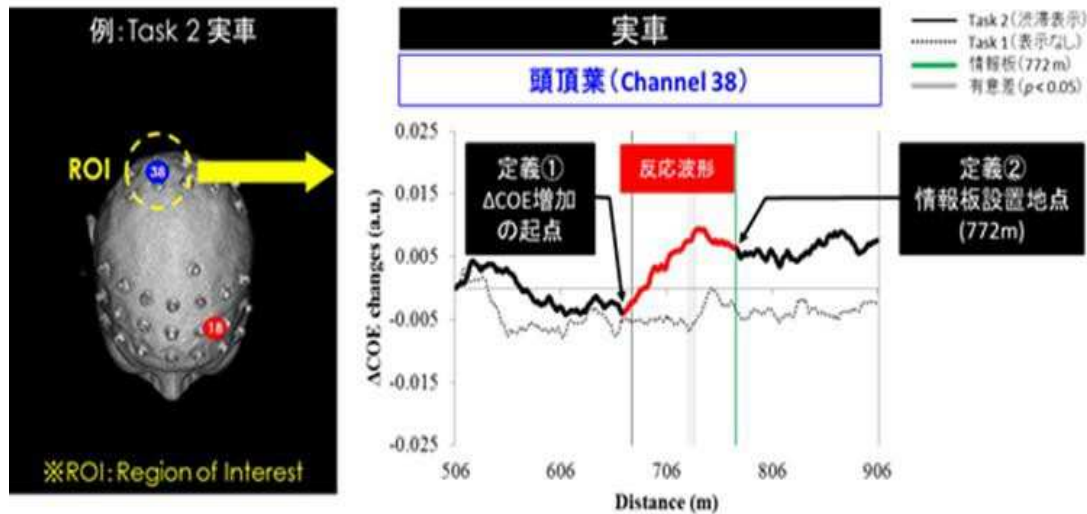
## 「カ 本件図13について

本件図13は、頭頂葉に位置する測定チャンネル38における実車実験の際の情報板への反応を示すために、横軸に地点（距離）、縦軸に $\Delta COE$ （Cerebral Oxygen Exchangeの変化量）を記載する形式で、特定の区間における脳活動のデータをグラフ化したものであることが認められる。

上記認定事実によれば、本件図13は、計測チャンネルの位置を示すために頭部の3D画像に数字を付したり、 $\Delta COE$ のようなデータの数量的な変化を示すために一般的な折れ線グラフを使用したりしたものにすぎず、ごくありふれた表現にとどまるものであるから、思想又は感情を創作的に表現したものと認めることはできない。

したがって、本件図13は、著作物に該当しない。」

### 6 図13



以上に紹介したもののほか、学問的思想等に関する裁判例として、以下のものもある。

⑤東京地判平成26年12月24日（大目付問答事件）：史料の学問的位置付けや分類、内容の分析自体はアイデアであるとした。⑥東京地判平成4年12月16日（中国塩政史事件）も同旨。

⑦東京高判平成13年9月27日（解剖実習の手引き事件）：人体の各器官の構造、各器官と動静脈及び神経叢との各位置関係等についての客観的な事実はもちろん、解剖の手順・手法も、これらに関する考え（アイデア）について、著作物性がないと判断した。

⑧大阪高判平成17年4月28日（インド人参論文事件）：自然科学上の知見は表現それ自体ではないとし、一定の実験結果からある自然科学上の知見を導き出す推論過程の構成等において、特に著者の個性が表れている場合などは格別、自然科学上の知見を定型的又は一般的な表現方法で記述しただけでは、直ちに表現上の創作性があるということとはできないとした。

⑨知財高判平成27年9月10日（中学歴史教科書事件）：記述内容に関する著者のアイデアや制作意図ないし編集方針、歴史観又は歴史認識自体は表現ということとはできないとした。

### (3) 法令・制度等の解説

#### ① 東京地判平成27年1月30日（LEC事件）

一つの手続について、法令の規定や実務の手続に従って記述することはアイデアであり、一定の工夫が必要ではあるが、これを独自の観点から分類し整理要約したなどの個性的表現がされている場合は格別、法令等の内容や手続の流れに従って整理したにすぎない場合は、誰が作成しても同じような表現にならざるを得ないから、手続について、実務の手続の流れに沿って説明するにすぎないものである場合も、思想又は感情を創作的に表現した部分において同一性を有するとはいえず、複製にも翻案にも当たらないと解すべきである。

さらに、同一性を有する部分が、法律問題に関する筆者の見解又は一般的な見解であったり、当該手続における一般的な留意事項である場合も、一般の解説書等に記載されていない独自の観点から、それを説明する上で普通に用いられる表現にとらわれずに論じているときは格別、そうでない限り、思想ないしアイデアにおいて同一性を有するにすぎず、思想又は感情を創作的に表現した部分において同一性を有するとはいえない」

「申請人、添付情報、登場人物の関係を実線で結び配置し、その関係性の証明に必要な添付書面を間に配置した点等については、アイデアないしありふれた表現にすぎず、事例を図式化して説明することは、法律の理解のために使用されるありふれた表現というべきである」

② 東京地判平成23年9月15日（Q&A過払金返還請求手引事件）

「手続の流れや法令の内容等を法令の規定や実務の取扱いに従って図示したり図表にすること、さらには、手続上通常用いられる書面の書式を掲載することはアイデアの範ちゅうに属することであり、これを独自の観点から分類し、整理要約したなどの個性的表現がされているといった格別の場合でない限り、そのような図示、図表や書式は、創作的に表現した部分において同一性を有するものとはいえないから、複製、翻案に当たらないと解すべきである。」

「個人情報保護法により、貸金業者が開示義務を負うとの説明は、ある法律問題に関する見解であって、思想ないしアイデアに当たり、表現上の格別の工夫があるとは認められない」

「取引履歴の開示請求書の書式及びその留意点であるところ、Xらは、貸金業者の担当者氏名の記載、開示請求の回数の記載、借主の生年月日の記載などは、Xらの実務経験に根ざした創意工夫であると主張する。しかしながら、当該部分はアイデアであって、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分であり」

「貸金業者が裁判所において訴訟の引き延ばし戦術をとることや、慰謝料や弁護士費用を上乗せして訴額を140万円以上にして地方裁判所の管轄にするという方法は、実務上の経験に基づく知識又はアイデアであって、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分にすぎず」



(4) 教材、参考書等

① 東京地判平成15年11月28日（頭脳開発事件第1審）

「Y書籍1と新シリーズ「入学準備 新かんじ」の構成が、「(ア)漢字の読み書きという作業に入る前に「かん字シール」を用いてこれに相当する絵等に貼ることを最初の作業として漢字に親しませている。(イ)自然、体、曜日、数など身近にある漢字で表現できる世界を「かん字シール」を貼りながら確認する。(ウ)漢字に親しみを持たせた上で、書き順を示して漢字を書かせる。(エ)熟語を「かん字シール」などで学習する。」の点において類似するとしても、かん字シールを用いて作業する点はアイデアにすぎず、表現そのものとはいえない。また、漢字の読み書きの学習方法や、漢字に親しみを持たせた上で書き順を示して漢字を書かせるという点は、漢字の学習を目的とする幼児用教育教材に関する思想又はアイデアというべきものであって、表現には当たらない。なお、両者を比較すると、「木」、「山」及び「川」を学習する頁、身体の部分、自然及び学校に関連する漢字を学習する頁並びにカレンダーの頁など、対応する頁における絵の具体的表現そのものは、大きく異なっており、表現上の同一性はない。」

「Y書籍2と新シリーズ「入学準備 新かずととけい」の構成が、「(ア)最初に、時計には12の数字があることや短針と長針があること、針は右回りに回ること、長針は短針より速く動くことなど時計の仕組みを針の回転方向に「やじるしシール」を貼らせるなどして理解させている。(イ)次に、文字盤に使用される1から12の数と時計の関係を理解させる。(ウ)次の「〇時ちょうど」を読めるように多くの設問を設ける。(エ)次に「〇時半」を読めるように多くの設問を設ける。」点において類似するとしても、時計の仕組み及び数と時計の関係についての学習方法や、どのような順序で時計について理解させる設問を設けるかという点は、数や時計の学習を目的とする幼児用教育教材の構成に関する思想又はアイデアにすぎず、表現には当たらない。」

「以上のとおり、Xらが主張する類似点は、思想、アイデア若しくは素材など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分における同一性をいうもので、たとえこれらの点が類似していても翻案には当たらない。」「なお、本件各書籍とこれに対応する新シリーズの各書籍の表紙裏に記載されている「この本のねらいと構成」は、まさに書籍として表現するにあたっての思想又はアイデアを記したものであり、思想又はアイデアが類似していても翻案には当たらない。また、年齢別、分野別としたこと、1枚ずつ外して使えるものとしたこと、シールを利用したこと及びボードをつけたこと等Xら主張のノウハウは、本件シリーズ等を制作するにあたって利用されたアイデアであって、表現それ自体ではないから、この点が類似していても、翻案には当たらない。」

② 東京地判平成27年11月30日（英単語語呂合わせ事件）

X書籍には、「beard」との英単語を記憶するための語呂合わせとして、「ビヤーツ、どっとはえる（ ）。」との原告語呂合わせ1が掲載されている。

2060 beard [bi:əd] cf.2	<b>ビヤーツ、どっとはえる( )</b> イ ローションと間違えてリア ップ塗っちゃったかも cf. whiskers ほおひげ(ルベン3世のイメージ) 名 (あご)ひげ mustache[mʌstæʃ] 口ひげ(mouthの上)
-------------------------------	---

Y書籍には、「beard」との英単語を記憶するための語呂合わせとして、「びいビあア～(・・・), ドド(・)っとあごひげ伸びる」との被告語呂合わせ1が掲載されている。

0071

**beard** 名 あごひげ  
ピア

**びいあ～, どっとあごひげ伸びる** 

☆ ひげの濃い彼は、2日剃らないとあごひげがびいあ～, どっと伸びちまう。

類 mustache 「くちひげ」 ▶ これは mouth から連想しやすい。  
whiskers 「ほおひげ」

The man had [wore] a bushy beard.  
その男はもじゃもじゃのあごひげを生やしていた。

「X語呂合わせ1とY語呂合わせ1とは、「びあー」様の記述に続けて「どっと」と記述する点において共通している。

しかしながら、上記共通部分のごく短い上、共に「beard」という英単語とよく似た発音を有する語句を主要な構成要素とするものであるが、特定の英単語を語呂合わせにしようとする自体はアイデアであって著作権法上の保護を受け得ないところ、同アイデアを表現する上では、当該英単語とよく似た発音を有し、かつ、当該英単語の日本語訳と意味が通じる日本語の語句を選択した上、この語句と、当該英単語の日本語訳とをつなげることが不可欠な要素となり、これらの要素は、特定の英単語を語呂合わせにしようというアイデアを表現する上で不可欠な表現上の制約であるというべきである。そして、「beard」の発音をカタカナ読みして「ビアード」とし、これと日本語訳（あごひげ）とを「どっと」というありふれた語句を付加してつなげることは、誰が行っても必然的に同一の表現になるものではないとしても、上記表現上の制約により相当程度限定された選択肢の中でされた表現の域を出るものではなく、かかる意味においてありふれた表現と言わざるを得ないから、思想又は感情を創作的に表現したものと認めることは困難である。」

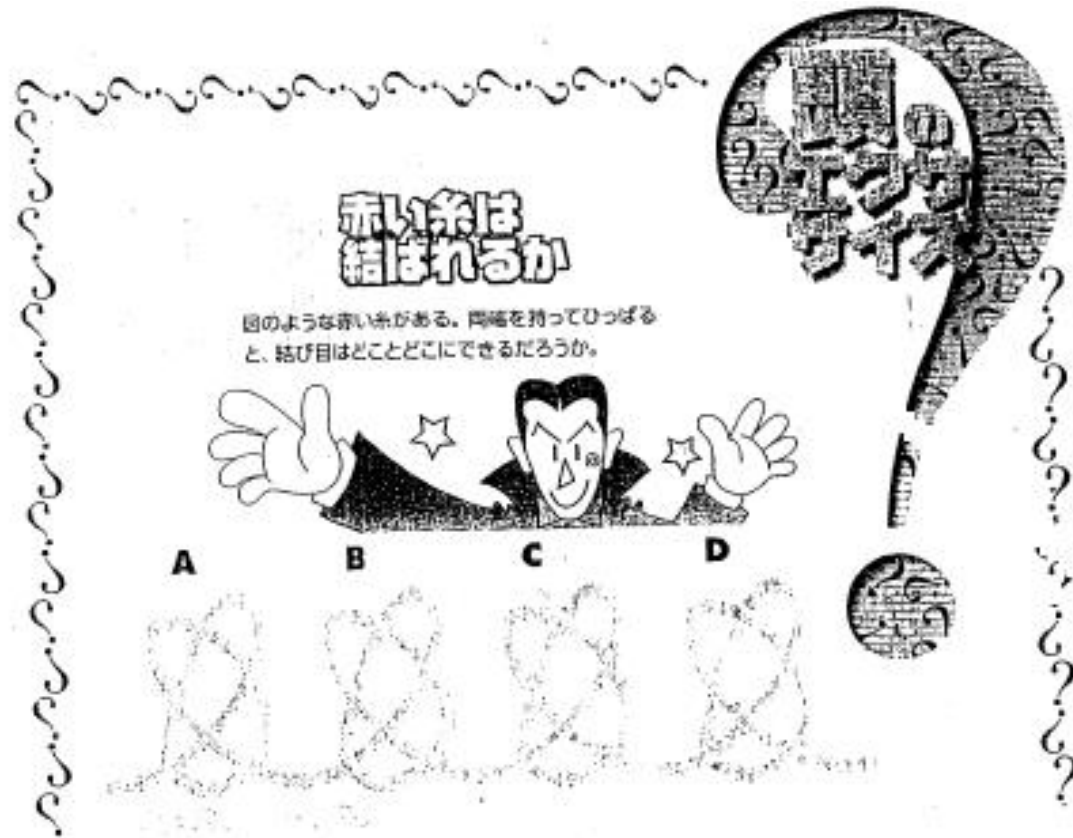
### ③ 知財高判令和3年10月27日（ワークブック事件）

「(a) Xワークブックの当該部分とYレジュメの当該部分とは、それぞれ、会議において、会議での約束事として、そのまま「やってみる」こと、「携帯」電話を切っておくこと、「問題」を見つけたら、「問題を指摘する」のではなく、「解決策を提示する」こと、「わかりません」という回答はしないこと、「発言」は、「短く」、「簡潔に」、「直接的な表現で」行うこと、を内容とする記述である点で共通する。

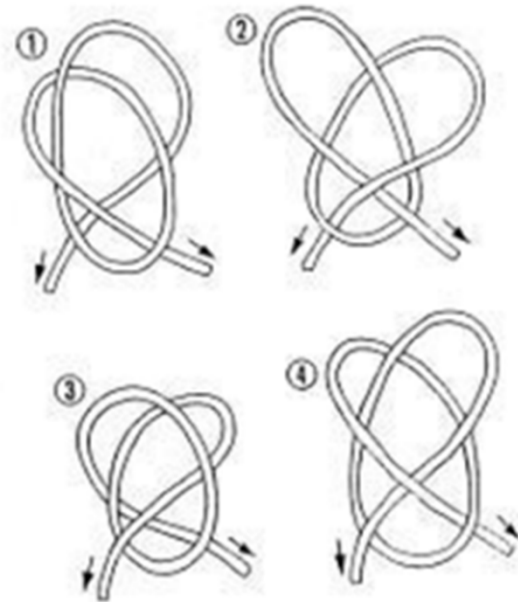
しかしながら、X記述部分1は「まずは本書の手順どおりそのままやってみる。」であるのに対し、Y記述部分1は「とりあえず身を預けてやってみる。」、X記述部分3は「問題を見つけたら問題を指摘するのではなく、解決できる人に解決策を提示する（自分自身かもしれない）。」であるのに対し、Y記述部分3は「問題を発見したとき、解決策を提示する。問題を指摘するだけは無し」、X記述部分4は「このワークブックが質問してくる質問に「わかりません」という回答はなし。」であるのに対し、Y記述部分4は「待会議中、「わかりません」「ありません」という答えは無しでやってみる」、X記述部分5は「発言は3Sにやる。（スリーエス：Short 短く、Simple 簡潔に、Straight 直接的な表現で）」であるのに対し、Y記述部分5は「発言は短く、簡潔に、直接的な表現でやる。」であり、具体的記述における表現は異なり、共通性は認められない。

そうすると、Y記述部分1ないし5とX記述部分1ないし5は、会議の約束事を説明した記述であるという点において共通しているものの、その共通する部分は、会議における約束事をどのように取り決めるかというアイデアであって、表現それ自体ではない。」

④ 東京地判平成20年1月31日（パズル事件）



**問題11**  
 ①～④のひもの中で、両端を引っばると結び目ができるものが1つあります。それはどれでしょうか？



9

「数学の代数や幾何あるいは物理のアイデア等を利用した問題と解答であっても、何らかの個性が創作的に表現された問題と解答である場合には、著作物としてこれを保護すべき場合が生じ得るし、これらのアイデアを、ありふれた一般的な形で表現したにすぎない場合は、何らかの個性が創作的に表現されたものではないから、これを著作物として保護することはできないというべきである。」

「XパズルAは、6箇所の交点を有する、結び目を形成しない3通りの糸と結び目を形成する1通りの糸の合計4通りの特定の形状の糸の選択（組合せ）により、特定のパズルを具体的に表現した点において、作者による個性的な創作的表現があると認められるから、これを編集著作物性を有する著作物として保護すべきものと認められる。」

「YパズルAは、6箇所の交点を有している形状のひも4種類を選択し、そのうち3種類を結び目を作らないひもとし、1種類を結び目を作るひもとした点、特に、結び目を作らないひも3種類について、6箇所の交点の組合せにおいて、XパズルAと異なる組合せから成るひもを選択することも十分に可能であるのに、XパズルAにおいて選択されている糸と全く同じ組合せから成るひも（同じ形状のひも）を選択した点、残り1種類の結び目を作るひもも、XパズルAの糸とは6箇所の交点中、3箇所の交点の組合せが異なる形状のひもであるものの、全体としてみるとXパズルAの糸の形状と類似している形状のものを選択したことからすると、YパズルAは、XパズルAに依拠して作成されたものであり、全体として、XパズルAの、上記のような、4種類の形状の糸の選択（組合せ）という表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものであり、X著作物Aを翻案したものと認められる。」

問9. どうなる？ ビンの鳥

てんびんの左右に、同じ重さのビンが乗っており、ビンの中には同じ体重の小鳥が1羽ずついる。もちろん、てんびんはつりあっている。

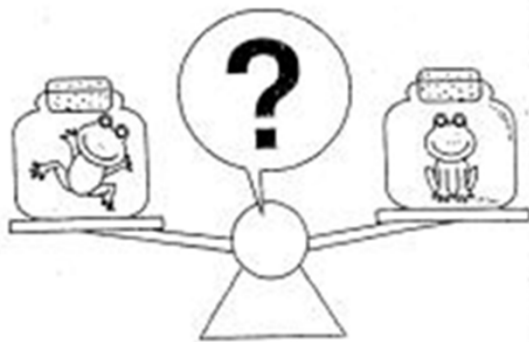
ところで、右側の小鳥が図のようにはばたき空中にうかびあがると、てんびんはどうなるだろうか。



問題20

口にコルク栓を詰めた同じ重さのガラスびんがてんびんにのっており、そのガラスびんの中には同じ重さのカエルが1匹ずつ入っています。さて、この状態のまま、左側のカエルがビョンとはね上がり、空中に浮かんだ瞬間、てんびんはどうなるでしょうか？

- ①右側のガラスびんが下がる。
- ②左側のガラスびんが下がる。
- ③つりあったまま、変化しない。





「XパズルDやYパズルDに共通している、栓をした瓶の中の物体が、瓶に触れていてもいなくても、瓶が密閉されている以上、瓶全体の重量は変わらないという着想自体は、物理法則（アイデア）そのものであり、」 「XパズルDとYパズルDは天秤を用い、密閉した瓶の中に動物を入れる点でも共通しているものの、上記アイデアに着想を得たパズルを表現する場合、重量の変化を問うために、重量を量ることのできる台秤や天秤を用いること、台秤や天秤で量れるように、台秤や天秤の皿の上に密閉した瓶を載せることはありふれた表現方法であり、密閉した瓶の中に自ら空中に浮遊できる鳥や蛙などを入れることも一般的な選択であると思われ、YパズルDがXパズルDとこの点において共通性を有するとしても、このことから直ちにXパズルDの複製ないし翻案ということができないことは明らかである。」

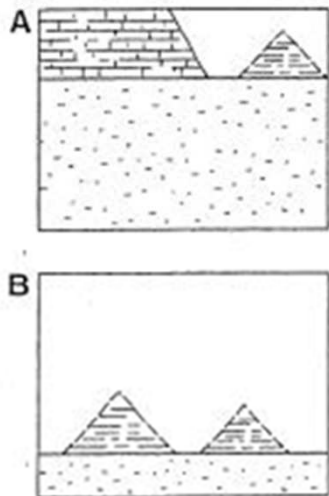
「XパズルDも、イラストを含めた具体的な表現全体について著作物性を認めることができるとしても、その保護範囲は、具体的な表現に則して、デッドコピーのような場合について限定的に認められるべきである。」

Aが「北」で、Bが「東」です。

日没の少し前ですから、カメラマン自身の影が西日で東へ長く伸びていたはずですが、もしもAが「東」なら、この写真の角度で影が写らなければならないのに写っていません。

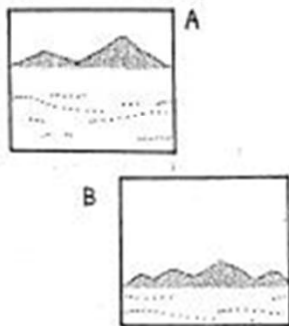
問題36

AとBはエジプトでの記念写真です。時期は7月中旬で、日没の少し前です。1枚は「東」を、もう1枚は「北」を撮影したものです。さて、AとBのどちらが「東」で、どちらが「北」でしょうか？



Q89 砂漠のカメラマン

私は去年、アフリカの砂漠を探検した。今回A・Bは、探検中撮った写真である。撮影時期はちょうど1年前、2月の末ごろ……日没直前で雲1つなかった。撮影場所はごくありふれた砂地、やたら平らな所だった。1枚は東を、1枚は北を撮ったものだ。さて、A・Bどちらが東でどちらが北か、わかるかな。



A89

Aが北、Bが東。

「日没直前で雲1つなかった/やたら平らな所」という条件だから、カメラマン自身の影が西から東へ長く伸びていたはずだ。もしAが東なら、この角度なら影が写るはずである。



「XパズルEは、その着想自体が作者に特有のものであること、また、この着想をパズルとして表現する場合に、2枚の写真を用いている点、東を向いて撮影したとされる写真1枚については撮影者の影が写らないはずの角度のものとしている点、それ以外の写真については、東を向いて撮影したとすれば、影が写り込む構図であるのに、影が写っていないものとしている点、同写真が北を向いて撮影したとされており、被写体としてアフリカの砂漠と山が用いられている点などにおいて、作者の個性が表現された創作的な表現であると認められる。

そして、XパズルEとYパズルEとは、このような着想をパズルとして表現する場合に必要な2枚の写真を用いている点、東を向いて撮影したとされる写真1枚については撮影者の影が写らないはずの角度のものとしている点、それ以外の写真については、東を向いて撮影したとすれば、影が写り込む構図であるのに、影が写っていないものとしている点、同写真が北を向いて撮影したとされている点において、いずれも表現上の特徴があり、この表現上の特徴において一致しているほか、写真にアフリカの砂漠又は砂地が撮影されているという表現上の特徴においても一致する。さらに、解答の表現も、相当に類似している。そうすると、YパズルEは、XパズルEと比べ、遠景に撮影されているのが山ではなくピラミッドであるという点において相違し、イラストにおけるこの表現上の差異により別個の創作性が付与されているとみることができるものの、上記のとおり、XパズルEの表現上の各特徴を備えているものであるから、XパズルEの表現上の本質的特徴を直接感得し得るものであって、XパズルEの翻案であると認められる。」



Q  
82

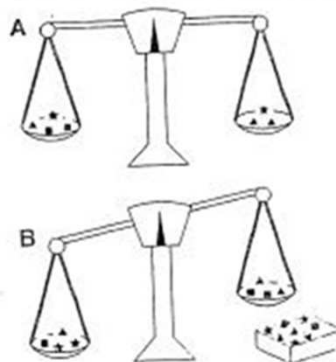
軽いのはどれ?

白・黒・グレーの3種類の缶が何個かずつある。同じ色の缶は同じ重さだ。それらのいくつかをとって、てんびんに乗せると、図のように傾いたりつりあったりした。3種類のうちいちばん軽い缶は同色か。

問題3

それぞれ重さの違う★マーク、▲マーク、■マークのついた3種類のボールがあります。このボールのいくつかをとってはかりにかけると、A図のようにつりあい、またB図のように傾きます。

さて、この3種類のボールのうち、いちばん軽いボールはどのマークのボールでしょうか?



「XパズルFは、3種類の缶を載せた二つの天秤の釣り合いの状況から、3種類の中で最も軽い缶を答えさせる問題である。これは、連立方程式の応用問題であり、3種類の缶をX、Y、Zと置き換えれば、二つの方程式〔 $2X + Y + Z < 2Y + 2Z$ 〕、〔 $X + 2Y + Z = X + 2Z$ 〕となるから、この二つの方程式を天秤と3種類の缶でビジュアル化したパズルである。

YパズルFも、3種類のボールを載せた二つの天秤の釣り合いの状況から、3種類のボールの中で最も軽いボールを答えさせる問題であり、3種類のボールをX、Y、Zと置き換えれば、上記の方程式と全く同じ方程式となるものである。」

「重量の異なる複数種類の物を載せた二つの天秤の釣り合いの状況から、複数種類の物の軽重を問うことは、数学の連立方程式を天秤等を使用してビジュアル化するとアイデアであり、・・・しかし、重量の異なる3種類の物を載せた二つの天秤の釣り合いの状況から、3種類の物の軽重を問うパズルを表現する場合、連立方程式の組合せは無数に考えられるのであるから・・・、このようなパズルには作者により表現の選択の幅があるものといえることができ、XパズルFは、特定の連立方程式を採用した上で、これを天秤等でビジュアル化したイラストで表現したパズルであり、全体として作者の個性が表われた創作的な表現であると認められる」。

そして、XパズルFとYパズルFとは、天秤に載せる3種類の物が缶であるかボールであるか、また、天秤の図柄においてこそ違うものの、イラスト全体としては顕著な差異はなく、いずれも〔 $2X + Y + Z < 2Y + 2Z$ 〕、〔 $X + 2Y + Z = X + 2Z$ 〕をビジュアル化した二つの天秤を用いて、3種類の物のうち最も軽いもの（方程式に即していえば、X、Y、Zのうち最も小さいもの）を答えさせるというパズルであり、実質的に同一のパズルであると認められる。」

「等式・不等式の組合せ自体は一つの数学的な問題と解答（アイデア）であるとしても、多数の三元一次方程式の中から特定の組合せを選択すること、及び、これを天秤と3種類の物で表現することまで具体化していくと、作者の個性的な表現が可能となるものであり、これを特定の者に独占させたとしても、多数の三元一次方程式の中からXパズルFとは異なるものを選択してパズルを作成することができるのであるから、特段の不都合は生じないというべきである。」

(5) 文芸作品(ノンフィクション含む)

① 知財高判平成22年7月14日(富士屋ホテル事件)

作家である被控訴人Xは、「箱根富士屋ホテル」の創業者である山口千之助と、その娘婿で実質的に二代目の経営者である山口正造、同じく千之助の娘婿で実質的に三代目の経営者である山口堅吉の事績を中心に叙述されたノンフィクション作品である「箱根富士屋ホテル物語【新装版】」(X書籍)の著作者である。控訴人Y1は、神奈川県知事であり、千之助や肖像を含む箱根の開発と近代化に尽力したとされる5名の人物の業績を紹介するなどした「破天荒力」(Y書籍)を執筆し、Y2がこれを発行・販売した。

「①7頭いた仙之助の牛が5頭になったこと、②7頭のうち2頭が死亡したのでであろうとの推測を記述している点が共通している。

しかしながら、上記共通点のうち、①は、事実であり、②は、思想である。

「①富士屋ホテルの建物の名前に「アイリー」と「ハーミテージ」があったこと、②これらの名前の付け方に対する積極的な評価を記述している点が共通している。

しかしながら、上記共通点のうち、①は、事実であり、②は、思想である。

「①道路の開削が富士屋ホテルのために必要であったこと、②道路の開削により富士屋ホテルに加えて箱根の利便性が高まったことを記述している点が共通している。

しかしながら、上記共通点は、いずれも、事実又は思想である。」

「 X書籍記述部分（対比文章。「正造が結婚したのは、最初から孝子というより富士屋ホテルだったのかもしれない。」）と Y書籍記述部分の前段（本件文章。「彼は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」）とは、いずれも、正造と富士屋ホテルとの関係を、「（富士屋ホテル）と結婚したようなもの」「だったのかもしれない」との用語で記述している点が共通する。

そして、対比文章及び本件文章は、いずれも、①正造が明治40年にいわゆる婿養子として孝子と結婚したこと、②正造と孝子が大正15年4月に離婚したが、婿養子であった正造が富士屋ホテルにとどまる一方、仙之助の実子である孝子が山口家を出たこと、③孝子が離婚後に再婚した一方で、正造が再婚しなかったことの記述に引き続いて用いられており、しかも、対比文章及び本件文章に続いて、これを裏付ける事実として、④正造が自らの設立した学校等の関係者を子どもとして扱うこととして、富士屋ホテルトレーニングスクールを設立するなどしたことが記述されている。」

「(イ) しかしながら、「(特定の事業又は仕事)と結婚したようなもの」との用語は、特に配偶者との家庭生活を十分に顧みることなく特定の事業又は仕事に精力を注ぐさまを比喩的に表すものとして広く用いられている、ごくありふれたものといわなければならない。しかも、「だったのかもしれない」との用語も、特定の事実に関する自己の思想を婉曲に開陳する際に広く用いられている、ごくありふれた用語である。

(ウ) してみると、前記の正造と富士屋ホテルとの関係の特異性と、「結婚したようなものだったのかもしれない」との用語の慣用性に鑑みると、前記(ア)①ないし④の事実に接した者が、これについて「正造は、富士屋ホテルと結婚したようなものだったのかもしれない。」との感想を抱くことは、それ自体ごく自然なことであって、対比文章と本件文章との前記共通点は、結局、正造と富士屋ホテルとの関係という事実に関して共有されるであろうごく自然な感想という思想であるというべきである。また、対比文章及び本件文章は、これが表現であるとしても、上記のような思想をいずれもごくありふれた用語で記述したものであるから創作性が認められない。」



② 知財高判平成25年9月30日（風にそよぐ墓標事件）

X書籍	Y書籍
<p>朝、元気に家を出た人間が、その夕刻に死ぬなんて、私にはどう考えても信じられない。悪夢でも見ているのではないか、そうであってほしいと思った。今まで、夫のいない生活を考えたこともなかった。これから一人になって、どんな楽しみがあるのだろうかと思ったら、涙が止めどなく溢れて仕方がなかった。私は、周囲に気づかれないように涙をそっとふいた。</p>	<p>朝元気に家を出ていった夫が、その夕刻に死ぬなんて、Yにはどうしても信じられなかった。これは悪夢に違いない。そう何度も思おうとしていた。夫のいない生活など考えたこともない。これから一人になって自分は何を頼りに生きていけばいいのだろうか。 考えれば考えるほど、止めどもなく涙が溢れてきた。周囲に悟られまいと、Yは何度もハンカチで涙を拭った。</p>

「X第2記述とY第2記述とは、朝元気に家を出た人が、その夕刻に死ぬなんてXにはどうしても信じられなかったこと、悪夢だと思ったこと、夫のいない生活を考えたこともなかったこと、これから一人になると思うと、涙が止めどなく溢れてきたこと、Xは周囲に知られないよう涙をふいたことを著述している点及びその著述の順序においてほぼ共通し、同一性がある。

Y第2記述は、上記認定の表現上の共通性により、X第2記述の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、Y第2記述に接することにより、X第2記述の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものといえる。

そして、X第2記述中の上記同一性のある部分は、Xの当時の認識や行動に加え、夫が生存を期待し難い飛行機事故に遭遇したとの報に接したXの驚愕や困惑、悲しみや絶望感を表現したものであり、これらの感情の形容の仕方や叙述方法の点でXの個性ないし独自性が表れており、表現上の創作性が認められる。」

X書籍	Y書籍
みなさすがに不安と疲労の色濃く敗残兵のようにバスから降り立った。	不安と疲労のために、家族たちは”敗残兵”のようにバスから降り立った。

「X第5記述とY第5記述とは、家族らが不安と疲労で敗残兵のようにバスから降り立ったことを著述している点及びその著述の順序において共通し、同一性がある。

Y第5記述は、上記認定の表現上の共通性により、X第5記述の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、Y第5記述に接することにより、X第5記述の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものといえる。

そして、X第5記述中の上記同一性のある部分は、バスに乗車したXなどの事故機の乗客の家族らの行動に加え、同人らが抱いていた不安や疲労の感情を表現したものであり、その感情の形容の仕方の点でXの個性ないし独自性が表れており、表現上の創造性が認められる。」

「「敗残兵のように」との比喻表現は、形容の仕方として一般的であるとかありきたりとまでいうことはできず、家族が抱いていた不安や疲労の感情を表現するための表現方法としては他の多様な表現方法もあり得ることからすれば、かかる表現がされていることを理由に、上記同一性のある部分がXの思想又は感情を表現したものではないということとはできない。」

X書籍	Y書籍
<p>体育館は、折からのひどい暑さの中に立錐の余地もないほどの人いきれで、まるで蒸しぶろのようである。昨晚から着ていたブルーのTシャツも汗まみれであったが、この際なりふりなど構っていられなかった。</p>	<p>体育館は折からの酷暑で、まるでむし風呂だった。Yが前夜から着続けている洋服も汗まみれだったが、仕方なかった。</p>

「X第8記述とY第8記述に関し、原審が複製又は翻案であると認定判断した部分は、体育館は折からのひどい暑さで、まるで蒸し風呂だったこと、昨夜から着ている服も汗まみれだったが、やむを得なかったことを著述している点及びその順序においてほぼ共通し、同一性がある。

しかし、X第8記述中の上記同一性のある部分は、Xの認識した不快感やそれに対する諦めの気持ちを表現したものとしてはありふれたものであり、表現上の創作性があるとはいえないし、記述の順序もありふれており、Xの個性が表れているということはできない。」

X書籍	Y書籍
八月十二日、自宅を出た夫は、この日の深夜、骨箱の中に入ってようやく戻ってきたのである。七日と十七時間ぶりであった。	Gの骨壺が、大阪・茨木の自宅の門をくぐったのは、八月十九日午後十一時のことである。八月十二日早朝に自宅を出て以来、実に七日と十七時間ぶりの帰宅だった。

「X第26記述とY第26記述とは、夫が骨となってこの日の深夜に自宅へ戻ったこと、8月12日に自宅を出て以来、7日と17時間ぶりであったことを著述している点において共通し、同一性がある。

Y第26記述は、上記認定の表現上の共通性により、X第26記述の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、Y第26記述に接することにより、X第26記述の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものといえる。

X第26記述の上記同一性のある部分は、夫の遺骨が自宅に戻った時期に加え、Xが抱いた無念や悲しみを表現したものであり、そのための事実の選択や叙述方法の点でXの個性ないし独自性が表れており、表現上の創作性が認められる。」

「上記同一性のある部分は、その記述全体を通じて、Xが抱いた上記の感情が表現されたものというべきであり、上記同一性のある部分を構成する個々の記述を取り出した上、事実の記載にすぎないとかありふれた表現であるとみるのは相当ではない。上記同一性のある部分は、その内容に照らすと、XがXなりに事実を選択して叙述を行ったものと認められるから、その表現にはXの個性が表れているとみるべきであり、Xの思想又は感情を表現したものではないということとはできない。」

③ 知財高判平成28年12月26日（あなたもまた虫である事件）

Xは、自らの性犯罪被害等を著述した2冊のノンフィクション小説の著作者・著作権者である。Yは、性犯罪被害等をテーマにしたY映画を製作した。

「本件各著作物とY映画との間で表現上の共通性を有するものについては、その共通性（同一性）を有する部分が事実それ自体にすぎないときは、複製にも翻案にも当たらないと解すべきであるし、それが、一見して単なる事実の記述のようにみえても、その表現方法などからそこに筆者の個性が何らかの形で表現され、思想又は感情の創作的表現と解することができるときには、複製又は翻案に当たるといふべきである（知財高裁平成25年（ネ）第10027号同年9月30日判決・判時2223号98頁参照）。

また、著作権法27条は、著作物を「変形し、又は脚色し、映画化し」たりすることが「翻案」に該当することを明文で規定しているところ、そもそも言語の著作物と映画の著作物とでは、表現方法が異なり、言語の著作物を映画化した映画の著作物においては、登場人物の思考や感情などを表現するに際し、もとになった言語の著作物の表現をそのまま使用するのではなく、登場人物の行動、仕草、表情、構図、効果音などといった視覚的・聴覚的要素も加えた表現が用いられることが、むしろ通常であることをも考慮した上で、Y映画の表現（描写）に接した際に、本件各著作物の表現（著述）上の本質的な特徴を直接感得することができるか否かを判断すべきである。」

著作物1

[本件著作物1 25頁11行目乃至27頁9行目]  
結局、「B」に電話をしてしまった。「もしもし？」  
電話ごしの彼の声に、涙が溢れ出た。いつもと違う私の様子に気づいた彼は、  
「どうしたんだ？ 絶対に動くな！ そこにいる！」  
と、私に命じた。  
しかし、彼を待つ間も、やはりじっとはしていられなかった。誰かに来てほしいような、見られたくないような、別れた人にこんな情けない姿を見られる恥ずかしさ、関係ない人を巻き込んでいいのかという迷いが加わり、また暗闇を求めて、歩いていた。  
公衆トイレにも、もう一度行った。  
夢であってほしい、夢なんじゃないかという思いが、そうさせた。  
一時間ほど経っただろうか。携帯電話が鳴った。  
「どこにいるんだ？」「公園の周りをうろうろしてる……」  
「バカ！ 早く分かるところに来い！ コンビニの前に来られるか？」  
「うん……」  
彼が来た。  
泣いている私と、私の服を見て、彼は、「何かされたのか!？」と、驚いた顔で言った。何をされたのか、思い出したくない。  
「……されたのか？」  
私は頷くのが精一杯だった。「くそっ!!」  
彼のバイク用のヘルメットが、道路にたたきつけられた。  
「ごめんなさい」  
私は謝り続けた。

Y映画

[11:04~12:29]  
公園近く・路上（夜）  
健司が息を切らしながら走っていく。公園の入口が視界に飛びこんでくる。  
公園（内）（夜）健司が息を切らして走ってくる。  
玲奈が外灯の下でひとりぽつんとベンチに座っている。健司は玲奈の前にたどりつく。  
健司「（息荒く）どうした？……何？……これ」  
  
玲奈のブラウスは破れており血が付着している。顔を泣きはらしている。  
健司「何かされた？」  
玲奈「……（うなずく）」  
健司「誰？」  
玲奈「……（首を振る）」  
健司は遊具を蹴り上げ、夜空に向かって声のかぎりに叫び声を上げ、地面に跪く。  
  
健司「ああああああ!!! なんでだあああああ!!!」  
玲奈「（泣きじゃくって）ごめんなさい……ごめんなさい……」  
健司が玲奈の頭を両手で包んで、額と額を合わせる。  
健司「謝らないで、玲奈は謝らないでいいよ……」



(ア)「別紙対比表4-1のエピソード3において、本件著作物1とY映画とは、②公園に駆け付けた元恋人（婚約者）がX（主人公）の様子に驚いて、誰かに何かされたのかと聞いたこと、③X（主人公）はうなづくことしかできなかったこと、④元恋人（婚約者）が、X（主人公）が性犯罪被害を受けたことを知ってやり場のない怒りで手近な物に当たる様子、⑤X（主人公）が元恋人（婚約者）に対して「ごめんなさい」と謝り続けたこと、及びその著述（描写）の順序が共通し、同一性がある。」

(イ)「本件著作物1-3の同一性ある著述部分は、Xが被害を受けた当事者としての視点から、前記②～⑤の各事実を選択し、被害直後のXの状況や元恋人とのやりとりを格別の修飾をすることなく短文で淡々と記述することによって、Xの感じた悔しさ、やるせなさ、罪悪感等を表現したものとみることができ、その全体として、Xの個性ないし独自性が表れており、思想又は感情を創作的に表現したものと認められる。」

(ウ)「Y映画のうち、別紙対比表4-1のエピソード3のY映画欄の描写（ただし、「公園近く・路上（夜）」から「公園の入口が視界に飛びこんでくる。」までの冒頭3行を除く。）は、前記(ア)認定の表現上の共通性により、本件著作物1-3の同一性ある著述部分の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているものと認められ、Y映画の上記描写に接することにより、本件著作物1-3の同一性ある著述部分の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる」



(イ) Yは、前記(ア)の類似点②～⑤は、いずれも事実であり、その選択や配列にも創作性ないし特段の工夫があるものではないし、④に至っては、共通するのは事実ではなく、その表現の元となるアイデアやコンセプトにすぎないから、本件著作物1～3の同一性ある著述部分には、創作性がなく、著作物ではないと主張する。

しかしながら、上記④は、性犯罪被害を打ち明けられた元恋人（婚約者）がやり場のない怒りを大声と手近な物にぶつける様子であり、なお事実としての具体性を失ってはいないものといえるから、アイデアではなく、事実又は表現が共通するということができる。そして、上記②～⑤の著述を含む本件著作物1～3の同一性ある著述部分は、単なる事実の記載に止まらず、思想又は感情を創作的に表現したものであって、創作性があり、著作物性を認めることができることは、前記(イ)のとおりである。

④ 知財高判令和6年5月30日（映画→小説）

X映像	Y記述
<p>捜索は警察と自衛隊がやったと思っている人達がほとんどだ。ウチらのところは、俺たちだけだ。あとは、本当に誰の手も借りてない。自分達だけ。」「津波被害に遭って、家族を失い、家を失った人も被災者。南相馬市に住んでるだけで、被災者。津波ってという言葉は出て来ない。津波のこと言う人誰もいない。放射能のことしか言わない。」「ずーっと、置いてきぼりだ、ここは。」（2012年3月15日収録インタビュー）</p>	<p>Aの目の前には、毎日地獄が広がっているというのに、福島の津波被害が取り上げられるのは極端に少なかった。一ヶ月以上もの間捜索に来ない自衛隊。原発事故ばかりが目され、世間に認知されない福島の津波被害。置いてきぼりだ、ここは— Aの中には、この頃からそんな思いが消えなくなった。</p>

「X映像1とY記述1とは、①Aの周りには自衛隊の捜索が来ていないこと、②原発事故のみが目されて津波被害の点は注目されないこと、③そのような状況の下で、Aが「置いてきぼりだ、ここは」との心情を抱いたことが、これらの順序で示されている点において共通する。」①及び②は、「事実又は思想と評価されるものであり、表現それ自体とはいえない。③は、Aが有した心情すなわち思想を中心とするものであって、表現それ自体ではないか、表現にわたる部分であっても、Xの思想が創作的に表現された部分が共通しているとはいえない。」

「また、これらの配列順序は、①、②の事実又は思想を背景に③の思想が示されるという関係にあるという点で独創的なものとはいえず、それ自体に表現上の創作性を認めることはできない。」

(A)で、途中でね、Eは、『俺を生かすために出て来ないのかな?』って思った時があったの。俺多分、あの時にE見つかったら、俺多分死んでると思う。「早い段階で見つかったら、その嫁さんのこととか、いま、そこにお腹に赤ちゃんがいるとか、そういうのは全く関係なくて、多分、あそこで、早い段階でEが見つかって抱きしめてたら、俺多分、自分で死んでると思う。ここで。」「だから、Eに助けられてるんだなあと思ってた時があったの。Eはわざと出てこないのかなって思って。見つからないように、してるのかなって思ったの。」(2013年6月収録したAさんインタビュー)

この1年間、Eを捜しながら、Aには思うことがあった。「Eは、俺を生かすために出てこないのかなって思ったのね」Aは、Eが見つければ、自分も命を絶とうと考えていた。DとEに会いたい、2人の元へ行きたい、そんな思いだった。自分には、妻のFと生まれたばかりのGがいる。頭ではそう理解しながらも、Eたちに会いたいという気持ちは抑えようがなかった。Eはそんな自分の気持ちを知って、敢えて出てこないのではないか。Aは一人海岸を歩きながら、そんなことを考えていた。

「X映像4とY記述4とは、①Aは、長男が自分を生かすために出てこないのではないかと思ったこと、②Aは、長男が見つかったら自ら命を絶とうと考えていたこと、③Aは、長男がそのようなAの気持ちを知って、あえて出てこないのではないかと思ったことが、これらの順序で示されている点、また、④上記①～③の心情とともに、Aが海岸を歩いている描写がある点において共通する。」「①～③は、いずれもAの思想を中心とするものであって、表現それ自体ではないか、表現にわたる部分であっても、Xの思想が創作的に表現された部分が共通しているとはいえない。また、これらの配列順序それ自体には、表現上の創作性を認めることはできない。④は、行方が知れないままの長男を思う心情を語る場面において、海岸を歩く様子を描写することは、ありふれた表現であって、表現上の創作性があるとはいえない。」

⑤知財高判平成28年6月29日（歴史小説事件）：歴史小説に関して、登場人物の内心を描いた点は、著者の創作意図又はアイデアにすぎないとし、歴史上の人物設定について、「徳川斉昭の人物設定を、烈公と敬称され鬼神をもひしぐ豪傑との評判と大きく違い、誰とでも見境なく争う人物として描いたとする点は、歴史上の事実又はそれについての見解であるから、その具体的記述が、創作的に表現されたものでない限り、著者の創作意図又はアイデアにすぎず、著作権法で保護されるべき表現には当たらない。」などと示した。

⑥名古屋高判平成9年5月15日（春の波濤事件）：伝記物語に関して、「人物観、歴史観という一種の思想ともいうべきものは、それ自体が著作権の対象にならないことは当然であるが、X作品と本件ドラマの中では、貞奴の生き方それ自体の見方について、一部共通するところがあるとは認められるものの、双方作品の内面形式を全体的にみれば同一性は否定せざるをえないのであって、右一部共通するのは、この人物観というむしろアイデアあるいは思想に近い著作権法による保護範囲の外にある部分であると言うべきである。」と示した。

⑦知財高判平成22年6月29日（弁護士のかず事件）：弁護士と依頼人の逆転した支配関係を表現すること自体はアイデアにすぎないと示した。その他、この事件では、事実、エピソードに関する共通部分の記述について、共通する部分について「ありふれた表現」であるとしている。

⑧東京地判令和6年4月18日：ルポタージュに属する記事に関して、客観的事実から導かれる一般的な考察を思想又はアイデアに属するものであるとして、その表現方法もありふれたものであるとして創作性を否定した。

## (2) マンガ

### ① 東京地判平成10年6月29日（先生僕ですよ事件）

「動物が人間の姿になって人間を襲うという話は、以前から多くの映画や漫画に取り上げられたが、ネズミが人間のような姿になって手術をするという話は、X著作物より前には存せず、これはXの創作に係るものと認められ、この点でX著作物とY番組は類似するといえる。しかし、Xの創作に係る右のような話は、それ自体としては、アイデアに過ぎないものといわざるを得ないのであり、その点が似ているからといって、直ちにX著作物の表現形式上の本質的特徴をY番組から直接感得することができることにはならない。」

「Y番組と本件著作物とはテーマが異なり、そのため、Y番組は、基本的なストーリーにおいて本件著作物には存在しないものが含まれているし、X著作物の主人公とY番組の豪林とはその人物の描き方も相違している。また、ストーリーの流れも、具体的な表現を捨象した粗筋を見れば、主人公又は豪林が非現実の世界に入り込み、そこで等身大化したネズミから手術されるという点で同じであるが、右粗筋を具体的に表現したものとしてX著作物とY番組を比較すれば、右2（二）のとおり大部分は異なっており、ネズミの医師が主人公又は豪林を手術するという部分には、似ている部分があるが、そこにおけるせりふやその場面から感得される印象は異なっている。さらに、画像についても似ている点があるが、右2（三）のとおり、いずれも必ずしもX著作物特有の表現と言い難いものである。以上を総合すると、X著作物の表現形式上の本質的特徴をY番組から直接感得することができることまでいうことはできない。」

## ② 東京地判平成25年11月22日（彼女の告白事件）

「X漫画のストーリー展開は、「①父母が3年ぶりに東京から帰省する息子（達彦）の到着を待っていたところ、息子ではなく、（達彦を装った）若い女性（南裕子）が現れた。②父母は、その女性から性転換を告白されたため、その女性を息子と誤解し、さらに、父は、その結婚の報告に対して男同士の結婚であることを理由に反対した。しかし、③父母は、これを契機として、父母の秘密を告白することを決め、その女性に対し、父が女性であって父母が女性同士であったことを告白し、さらに、父が息子を出産したことを話した。ところが、④到着した息子は、父母とその女性が和んでいるから芝居がばれていると思い、父母に対し、その女性が自分の彼女であり、自分がニューハーフになった役での芝居を頼んだことを話した。そして、息子は、父母とその女性がどんな話をしていたのかを聞いたが、誰も答えなかった。」というものである。

他方、Y映画のストーリー展開は、上記のX漫画のストーリー展開と同じである（ただし、「南裕子」は、X漫画では「達彦」の彼女であるのに対し、Y映画では「達彦」の婚約者であるという違いはある。）。

「 イ 以上のとおり、Y映画は、登場人物やストーリー展開が本件漫画と同じであり、台詞もX漫画と多くの部分が同じである。

確かに、Y映画とX漫画は、その設定場面において、Y映画が日本家屋の縁側、X漫画が主として日本家屋の座敷であるという違いや、Y映画には、X漫画にはない性転換手術についての会話、父が裕子の顔に杯をかける場面、母が父に対して秘密を話すことを促す場面があるなどの違いがあり、それらの点において、X漫画と異なる創作性が認められる。

しかしながら、X漫画は、息子（達彦）の彼女（婚約者）である裕子が、達彦を装って性転換を告白したために、達彦の父母が裕子を達彦であると誤解し、達彦（実は裕子）に対し、自分達夫婦が実はともに女性であること及び達彦は父（実は女性）が出産したことを告白するという奇抜なストーリー展開とそれを支える台詞や登場人物の感情の動きについての描写に、その表現上の本質的な特徴があるといえるのであって、その表現上の本質的特徴部分において、Y映画はX漫画と同一である

したがって、Y映画を鑑賞した者は、映画と漫画という表現形式の相違や設定場面の若干の相違といった点を超えて、Y映画からX漫画の表現上の本質的な特徴を直接感得することができると認められる。」

(6) イラスト、写真など静止画像（書籍以外の事案も含む）

① 東京地判令和2年10月14日（うるせえトリ事件）

「X作品に描かれたXキャラクターの上記特徴のうち、キャラクターの髪を描かず、頭部を半楕円形で描く点は同別紙の「エリザベス」及び「タキシードサム」と、目を小さい黒点のみで描く点は同別紙の「タキシードサム」、「アフロ犬」、「ハローキティ」、「にゃんにゃんにゃんこ」及び「ライトン」と、口唇部分を全体的に厚く、口を横に大きく描く点は同別紙の「おばけのQ太郎」と、顔部分と下半身部分とを明確に区別をせずに寸胴に描き、手足は手首・足首を描かずに先細の棒状に描く点は同別紙の「おばけのQ太郎」及び「エリザベス」（ただし、いずれも手の部分）と共通し、いずれも、擬人化したキャラクターの漫画・イラスト等においては、ありふれた表現であると認められる。」

「そうすると、X作品は、上記の特徴を組み合わせて表現した点にその創作性があるものと認められるものの、X作品に描かれているような単純化されたキャラクターが、人が日常的にする表情をし、又はポーズをとる様子を描く場合、その表現の幅が限定されることからするとX作品が著作物として保護される範囲も、このようなX作品の内容・性質等に照らし、狭い範囲にとどまるものというべきである。」



Y作品



1-2



X作品

1-1



1-2



「 X作品1 - 1とY作品1 - 1とを対比すると、両作品は、ほぼ正面を向いて立つキャラクターにつき、目を黒点のみで描いている点、くちばしと肌の色を明確に区別できるように描いている点、顔部分と下半身部分とを明確に区別せずに描いている点、胴体部分に比して手足を短く描いている点のほか、黒色パーマ様の髪が描かれている点において共通するが、黒色パーマ様の髪型を描くこと自体はアイデアにすぎない上、その余の共通点は、いずれも擬人化されたキャラクターにおいてはありふれた表現であると認められる。」

「他方、両作品については、X作品1-1では、キャラクターの体色が黄色で、両目が小さめの黒点のみで顔の外側付近に広く離して描かれ、上下のくちばしはオレンジ色で、たらこのように厚く描かれているのに対し、Y作品1-1では、キャラクターの体色は白色で、両目がより顔の中心に近い位置に、多少大きめの黒点で描かれ、上下のくちばしは黄色でXキャラクターに比べると厚みが薄く、横幅も狭く描かれているなどの相違点がある（以下、これを「作品に共通する相違点」という。）。

加えて、X作品1-1では、キャラクターが、いわゆるおばさんパーマ状の髪型（毛量は体の約5分の1程度で、への字型の形状をし、眉毛も見えている。）をして、口を開け、左手を上下に大きく振りながら、表情豊かに相手に話しかけているかのような様子が表現されているのに対し、Y作品1-1では、いわゆるアフロヘアー風のこんもりとした髪がキャラクターの体全体の半分程度を占めるなど、その髪型が強調され、キャラクターの表情や手足の描写にはさしたる特徴がないなどの相違点があり、その具体的な表現は大きく異なっている。

」

「Xは、本来髪が生えていないキャラクターにアフロヘアー（こんもりヘアー）を描いている点にX作品1の本質的特徴があり、この点でY作品1-1・2と同一であると主張する。

しかし、本来髪が生えていないキャラクターにアフロヘアー又はパーマ状の髪を描くことはアイデアにすぎない上、両作品には具体的な表現としても上記のとおり相違点があることに照らすと、Y作品1-1・2がX作品1の複製ないし翻案であるということはいえない。」



「X作品2-1とY作品2-1とを対比すると、両作品は、頭部が半楕円形で髪がない点、目を黒点のみで描いている点、くちばしと肌の色を明確に区別できるように描いている点、顔部分と下半身部分とを明確に区別をせずに描いている点、胴体部分に比して手を短く描いている点のほか、サツマイモを食べている点において共通するが、キャラクターがサツマイモを食べている様子を描くこと自体はアイデアにすぎない上、その余の共通点は、いずれも擬人化されたキャラクターにおいてはありふれた表現であると認められる。

他方、両作品には、作品に共通する相違点があるほか、X作品2-1では、キャラクターが赤い座布団状の敷物に座りながら、サツマイモを半分口にくわえたままの状態を左を向き、両手には本を持っている様子が表現されているのに対し、Y作品2-1では、上半身のみ描かれたキャラクターが、サツマイモを右手に持ち、口の周りにその食べ滓を付けたまま、上下のくちばしを大きく開けて、威嚇するかのように「うるせえ!! 芋ぶつけんぞ」と叫んでいる様子が表現されているなどの相違点があり、その具体的な表現は大きく異なっている。」



「X作品22とY作品22とを対比すると、両作品は、頭部が半楕円形で髪がない点、目を黒点のみで描いている点、くちばしと肌の色を明確に区別できるように描いている点、顔部分と下半身部分とを明確に区別をせずに描いている点、胴体部分に比して手を短く描いている点のほか、手に持ったがま口財布を開けて下を向けて振り、財布の中身が空である様子を描いている点において共通するが、口の開いた財布を下に向けて振り、財布の中身が空であることを表現すること自体はアイデアにすぎない上、その余の共通点は、いずれも擬人化されたキャラクターにおいてはありふれた表現であると認められる。

他方、両作品には、作品に共通する相違点のほかX作品22では、頭から下半身に向けて細くすぼまるような体型に描かれたキャラクターが下を向き、左目から涙を流して悲しげな表情をしながら、中身が空の青いがま口財布を振っている様子が表現されているのに対し、Y作品22では、両足を開いて立ったキャラクターが、さしたる表情をみせることなく、中身が空の赤いがま口財布を振っている様子が表現されているなどの相違点があり、その具体的な表現は異なっている。」

イラストに関して、

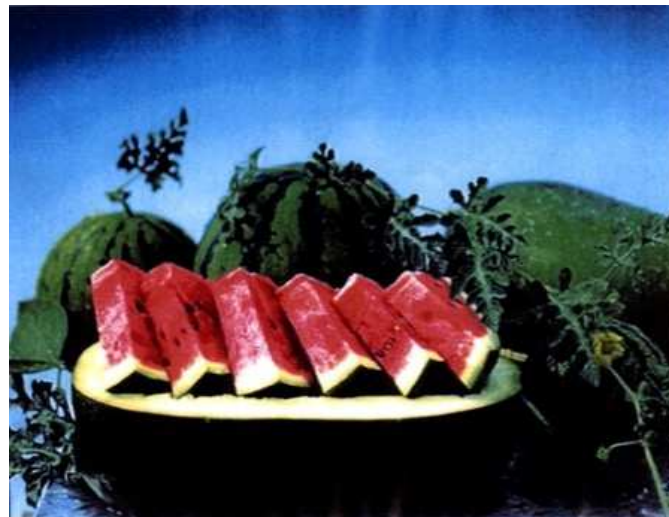
- ② 東京高判平成13年1月23日（けろっぴ事件）：侵害不成立
  - ③ 東京高判平成12年5月30日（タウンページ事件）：侵害不成立
  - ④ 東京地判平成16年6月25日（出る順シリーズ事件）：侵害成立
  - ⑤ 東京地判平成20年7月4日（博士イラスト事件）：侵害不成立
  - ⑥ 大阪地判平成21年3月26日（マンション読本事件）：侵害不成立
  - ⑦ 大阪地判平成27年9月10日（フラねこ事件）：侵害成立
  - ⑧ 東京地判令和4年4月22日（オンラインゲーム事件）：一部侵害成立
- など

⑨ 東京高判平成13年6月21日（西瓜写真事件）

X写真



Y写真



「写真著作物において、・・・被写体の決定自体について、すなわち、撮影の対象物の選択、組合せ、配置等において創作的な表現がなされ、それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは、十分あり得ることであり、その場合には、被写体の決定自体における、創作的な表現部分に共通するところがあるか否かをも考慮しなければならないことは、当然である。写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり、これを決めるのは、被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫の双方である。

「X写真の素材自体は、西瓜（切ったもの、丸のままのもの）、西瓜の蔓、ブロック状の氷、籐の籠、背景としての青であって、日常生活の中によく見られるありふれたものばかりであることが明らかである。しかし、その構図、すなわち、素材の選択、組合せ及び配置は、全体的に観察すると、西瓜を主題（モチーフ）として、人為的に、夏の青空の下でのみずみずしい西瓜を演出しようとする、作者の思想又は感情が表れているものであり、この思想又は感情の下で、前記のありふれた多数の素材を、X写真にあるとおりの組合せ及び配置として一体のものとしてまとめているものと認められる。」

「X写真は、作者であるXの思想又は感情が表れているものであるから、著作物性が認められるものであり、Y写真は、X写真に表現されたものの範囲内で、これをいわば粗雑に再製又は改変したにすぎないものというべきである。このような再製又は改変が、著作権法上、違法なものであることは明らかというべきである。」

\*第1審は、中央前面に大型のスイカを横長に配置し、その上に薄く切ったスイカを六切れ並べたこと、その後方に楕円形及び真球状のスイカを配置したこと、緑色をした丸いスイカと扇型に切ったスイカとの対比を強調していることは、アイデアの点で共通するとし、被写体の選択、配置の工夫は、写真の創作性を基礎付けるに足りる本質的特徴部分とはいえないとした。

⑩ 知財高判平成23年5月10日（廃墟写真事件）

X写真



Y写真



「本件のX写真1～5は、被写体が既存の廃墟建造物であって、撮影者が意図的に被写体を配置したり、撮影対象物を自ら付加したものでないから、撮影対象自体をもって表現上の本質的な特徴があるとすることはできず、撮影時季、撮影角度、色合い、画角などの表現手法に、表現上の本質的な特徴があると予想される。」



「Y写真2とX写真2の関係をみるに、両者とも、栃木県足尾町に所在する足尾銅山付近の通洞発電所跡（建物外観）を撮影したものであり、建物右下方向からの撮影であって構図の点では近似している。しかし、撮影対象が現に存在する建物跡であることからすると、たとえ構図において似ていても、写真において表現されている全体としての印象が異なっていれば、一方が他方の翻案に該当するものと認めることはできない。撮影時季が違うことは、特にX写真2でセピア色の中で白色に特徴付けられて写真左下に写っているすすきが、建物の色感覚をそのまま撮影したであろうと印象付けられるY写真2にはなく、その位置に緑色の植物が写っていることから明らかである。これらの印象の違いと撮影物の違いにかんがみると、Y写真2がX写真2の翻案に当たるということはできない。」

\*第1審は、「Xが主張するX写真2において足尾鉦山地区所在の迷彩模様の壁（迷彩壁）を有する建物（通洞発電所跡の建物）を被写体として選択した点はアイデアであって表現それ自体ではなく、また、建物外壁を中央部に大きく配置するとともに、左上に短く山の尾根を、左下に植物を配置して撮影したことのみから、Xが主張するような悠久の自然とのコントラストによる人工物の儂さを感じ得ることができるものではない。」と示していた。

なお、大阪地判平成28年7月19日（舞妓写真事件）は、写真の著作物性は「撮影方法における撮影者の創作性に由来するものであって、被写体そのものの創作性に由来するものではない」としている。

## (7) 編集著作物・編集物

### ① 東京高判平成7年1月31日（会社パンフ事件）

X作成の会社案内の特徴が、「企業の実態を表現するに当たり、イメージ写真をこれらの記事内容を展開して行く上のつなぎ目場面や記事内容自体を象徴するものとして使用することにより、また、余白部分ないし白色を多用することにより、全体として、前記のような情報を優しさと簡素を基調として表現した点にあり、この中で、殊に、3、4頁の部屋のイメージ写真及びこれに続く5頁ないし10頁の各事業部門の紹介箇所におけるイメージ写真は右特徴を決定づける上で決定的な役割を果たしているものであり、しかも、右各頁の構図の意図も極めて類似する」。

これに対し、「Y会社案内は、本文における記事の配列順序及び各記事に対する配当頁数は前記認定のX作成の会社案内のそれと全く同一である上、3、4頁の部屋のイメージ写真についてみると、」  
「両者は、画面構成上最も広い範囲を占めるとともに中心に位置して、見る者に最も強く訴える茶系色をしたフローリング葺きの床の形状とこれに接続する窓のある白い壁及び右床に射し込む陽光の配置において酷似している」。「さらに、5頁ないし10頁のイメージ写真についてみると、両者は事業部門の配列において若干の相違はあるものの、両者共、見る者に前記のような強い印象を与える3、4頁に続くもので、かつ、同一頁にわたり、しかも、右各頁の殆ど同一の場所に配置されていて、その下方に記載された記事及び写真も類似したものである」

「さらに、X作成の会社案内は、既に認定したように、余白部分ないし白地を多く活用することにより簡素な印象を与えるものであるが、この点をY会社案内についてみると、Y会社案内は、X作成の会社案内と同一頁のほぼ同一箇所ですべて極めて類似した空間ないし白地を形成しているものであつて、両者間に円形か正方形かといった差異はあるものの、その与える印象は共通するといわざるを得ない。

以上によれば、両会社案内は、記事内容の配列及び各種記事に対する配当頁数の同一という基礎的な共通性に立脚した上で、同一頁の同一箇所におけるイメージ写真の選択及び特徴的イメージ写真（3、4頁）の強度の類似性並びに同一頁及び同一箇所における余白ないし白地部分の活用といった両会社案内を特徴づける構成の類似性からみて、具体的な素材の選択及び配列に強度の共通性があるのであつて、これを単なるアイデアの共通性に過ぎないというのは相当ではなく、これによれば、両会社案内の間に編集著作物としての同一性が存することを肯定して差し支えがないというべきである。」

## ② 知財高判平成25年4月18日（今日の治療薬事件）

「編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、編集著作物として保護されるものであるところ（著作権法12条1項）、編集著作物における創作性は、素材の選択又は配列に、何らかの形で人間の創作活動の成果が表れ、編集者の個性が表れていることをもって足りるものと解される。もっとも、編集著作物においても、具体的な編集物に創作的な表現として表れた素材の選択や配列が保護されるのであって、具体的な編集物と離れた編集方針それ自体が保護されるわけではない。」

「X書籍一般薬便覧部分の薬剤の選択とY書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択は、全体としてみて、同一又は類似であるとはいえず、共通する部分についてもその選択に創作性が認められないものであるなど、Y書籍一般薬便覧部分における薬剤の選択について、X書籍の表現上の本質的特徴を直接感得することができるとはいえず、複製にも翻案にも当たらない。」

「X書籍一般薬便覧部分における個々の具体的な薬剤の配列とY書籍一般薬便覧部分における個々の具体的な薬剤の配列とは、「大大分類」、「大分類」、「中分類」、「小分類」及び「一般名」という5層の分類体系に従って分類されている点及び「大大分類」の分類項目数が13である点では共通するものの、両者の分類体系は、項目名及び項目数、項目分けの方法、項目の配列が異なり、具体的な一般名に属する薬剤名のレベルでも、相違するものが多く存在し、その具体的な配列結果としての薬剤の配列（掲載順序）は、同一であるとはいえない。

「Xは、両者の薬剤の物理的な配列の順序に相違があるとしても、その相違は、Y書籍一般薬便覧部分において、X書籍一般薬便覧部分の具体的な薬剤の配列の創作性の一内容をなすX独自の本件分類体系を前提として、各分類内部の分類項目の配列順序を入れ替えたために生じた些細な相違にすぎず、かかる入替えはX書籍一般薬便覧部分の薬剤の配列に依拠して行われた極めてありふれた変更にとどまり、分類項目の入替えを元に戻せば、X書籍一般薬便覧部分の薬剤の配列と酷似した薬剤の配列になると主張する。

しかしながら、X書籍一般薬便覧部分及びY書籍一般薬便覧部分ともに、」 「個々の薬剤の配列における具体的な表現が類似するとはいえないし、薬剤の配列の表現上の本質的特徴を直接感得することもできない。Xの主張は、結局のところ、著作権法上保護の対象とならない、本件分類体系に従って薬剤を分類するというX書籍の編集方針、すなわちアイデアの保護を求めるものにほかならない。」

「X書籍漢方薬便覧部分は、漢方薬の148の処方名を掲載したほか、多数の生薬の中から「ヨクイニンエキス」のみを大分類「漢方薬」に分類するものとして選択した上、漢方3社が製造販売する薬剤がある漢方処方名については、当該漢方処方名に属する漢方3社の薬剤を全て選択し、漢方3社が薬剤を製造販売していない漢方処方名については、臨床現場における重要性や使用頻度等に鑑みて個別に薬剤を選択したというのであるから、薬剤の選択にXらの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているということができ、上記のような考慮から薬剤を選択した上、歴史的、経験的な実証に基づきあえて50音順の原則を崩して配列をしたX書籍漢方薬便覧部分の薬剤の配列には、Xの創作活動の成果が表れ、その個性が表れているから、一定の創作性があり、これと完全に同一の選択及び配列を行ったY書籍漢方薬便覧部分の薬剤の選択及び配列は、X書籍のその複製に当たるといわざるを得ない。」

③東京高判平成14年3月29日（ケイコとマナブ事件）では、情報誌において各種の学校や講座情報を記載した情報誌において、スクール名、住所、最寄駅、コース名、地図などの読者が当然に必要な情報を誌面に割り付ける際の方針、「英会話」、「外国語&語学の仕事」、「パソコン」などの分類について、アイデアであるとした。



## 5 まとめ

### ① 学術的定義・技術的思想等

### ② 文芸・漫画などのストーリーのある作品

- ・ 作品の背景となる歴史観、人物像の設定、人間関係の設定、事実を受けて生じた感想それ自体
- ・ フィクションや、ノンフィクションであっても作者の想像によって書かれた部分
- ・ 作者の内心の状態やそれを反映した行動
- ・ 第三者が書いたノンフィクションや第三者から聞き取った発言

### ③ イラスト

### ④ 写真（被写体の位置付け）

- ・ 被写体の選択・決定それ自体 被写体が風景や建築物など所与のものである場合
- ・ 被写体に撮影しゃの工夫が凝らされている場合

### ⑤ 編集物

ご清聴ありがとうございました。

松田山崎法律事務所 弁護士 山崎貴啓

